⑵　利用目的の変更（法第15条第２項・法第18条第３項関係）

①　関係事業者は、⑴により特定した利用目的を変更する場合は、変更後の利用目的が、変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が想定できる範囲を超えてはならない。

（許容され得る例）

・　「商品カタログを郵送」→「商品カタログをメール送付」

（許容されない例）

・　「アンケート集計に利用」→「商品カタログ郵送に利用」

②　変更された利用目的は、本人に通知し、又は公表しなければならない。

③　本人が想定できる範囲を超えて利用目的の変更を行う場合には、⑶の規定により、本人の同意を得なければならない。

（「本人が想定できる範囲を超えた利用目的の変更」に当たる例）

・　「入学手続きのため」という利用目的で取得した個人情報（氏名）を用いて、さらに、氏名からクラス名簿を作成し、クラスに配布する。

・　「○○の資格試験に関する講座の受講者を登録するため」という利用目的で取得した個人情報（氏名、住所）を用いて、当該個人に対し、他の講座等に関する情報を送付する。

⑶　利用目的による制限（法第16条第１項関係）

関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、⑴により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

本人の同意を得るに当たっては、当該本人に当該個人情報の利用目的を通知し、又は公表した上で、当該本人が口頭、書面等により当該個人情報の取扱いについて承諾する意思表示を行うようにすることが望ましい。

この場合に、本人の同意を得るために必要な範囲で行う個人情報の利用は、当初特定した利用目的に含まれていたか否かにかかわらず、行うことができる。

⑷　利用目的による制限（事業承継の場合）（法第16条第２項関係）

関係事業者は、合併、分社化、営業譲渡等により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、承継前の利用目的にない場合にも、目的外利用には当たらない。

⑸　利用目的による制限の例外（法第16条第３項関係）

次に掲げる場合には、⑶又は⑷の規定により本人の同意を得ることが求められる場合でも、本人の同意は不要である。

①　法令に基づいて、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合㈱

（例）

・　令状に基づく警察や検察などの捜査への対応（刑事訴訟法第218条等）、捜査に必要な取調べや捜査関係事項照会への対応（同法第197条等）

・　徴税吏員・税務職員の質問検査への対応（地方税法第72条の７、所得税法第234条等）

・　裁判執行関係事項照会への対応（刑事訴訟法第279条、第507条）、裁判所からの文書送付の嘱託や調査の嘱託への対応（民事訴訟法第186条、第226条、家事審判法第８条に基づく家事審判規則第８条）

・　弁護士会照会への対応（弁護士法第23条の２第２項）

・　国勢調査などの基幹統計調査に対する報告や調査実施者からの協力要請への対応（統計法第13条、第30条）

・　所轄庁の求めに応じて行う生徒等の個人情報を含む資料の提出（私立学校法第６条）

・　転学する生徒等の指導要録の写しの転学先の校長への送付（学校教育法施行規則第24条第３項）

（注）

・　当該法令に、情報提供を求める側（目的外利用の便益を得る相手方）について、その情報を求めることができる旨の根拠があるものの、その求めを受ける側に、それに応じる義務（目的外利用をする義務）が課されていない場合は、関係事業者は、その法令の趣旨に照らして、目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

②　人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（例）

・　急病人の血液型や家族の連絡先を医療機関等（医師や看護師）に伝える場合

・　大規模災害や事故等の緊急時に、負傷者情報を家族に提供する場合

・　暴力団等の反社会的勢力情報、業務妨害行為を行う悪質者情報を企業間で共有する場合

③　公衆衛生の向上又は子ども・若者の健やかな育成等の推進のために特に利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う必要がある場合に、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（例）

・　感染症の予防のための調査に応じるとき

・　児童虐待のおそれのある家庭情報を、児童相談所、警察、学校、病院等が共有する必要があるとき

・　非行のおそれのある生徒等の情報を、生徒等本人及びその家族等の権利利益を不当に侵害しないことを前提に、非行防止に関係する機関との間で情報交換等を行うことが特に必要な場合

④　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して関係事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合（注）

（例）

・　任意の求めに応じて、警察や税務署に対して個人情報を提出する場合

・　一般統計調査に回答する場合

（注）

・　国等からの任意の求めに協力する必要がある場合は、その求めの趣旨に照らしながら、目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

第５　個人情報の取得に関する義務

⑴　適正な取得（法第17条関係）

関係事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（不正の手段による取得の例）

・　本人をだましてその個人情報を取得すること

・　第三者提供の制限（第７の規定参照）に違反して提供している業者から事情を知って個人情報を取得すること